



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 2 4 5 号 令和 2 年 9 月 2 5 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 8 5	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター
5 8 6	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
5 8 7	保安林の指定施業要件を変更する予定の通 知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
5 8 8	同	同
5 8 9	同	同
5 9 0	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

### 【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5 5	公職の候補者等が個人演説会等に使用でき る公営施設として指定した旨の報告があっ た件	
5 6	公職の候補者等が個人演説会等に使用でき る公営施設の指定を取り消した旨の報告が あった件	
5 7	公職の候補者等が個人演説会等に使用でき る公営施設として指定していた施設の名称 及び所在地について変更した旨の報告があ った件	

徳島県告示第五百八十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
坂東 秀春	小松島市前原町字元 村一三番地	小松島市前原町字弁 財天三〇番一	一、二二五・〇〇
中西 信之	同 字弁 財天二六番地五	同 字開 五一番一ほか一筆	一、三六五・〇〇
豊崎 達朗	阿波市阿波町勝命北 八八番地一	阿波市阿波町勝命二 一八番一ほか一筆	一、三〇八・〇〇

二 認可年月日

令和二年九月二十五日

徳島県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月二十五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称 板野郡藍住町 富吉土地改良区	認可年月日 令和二年八月二十八日
--	---------------------

徳島県告示第五百八十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年九月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美馬郡つるぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 三 変更後の指定施業要件
  - （一）立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
つるぎ町（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百八十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年九月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
名西郡神山町（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
- （一） 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
神山町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百八十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年九月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡海陽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和二年九月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市金磯町字土手町八〇番一	勝浦郡勝浦町大字三溪字 平山四五番地	有限会社三溪商事
名西郡石井町高原字東高原八五番三並びに 八六番一及び八六番六の各一部並びに八六 番一の地先町有地	名西郡石井町石井字石井 四七九番地一〇	関西ハウジング株式 会社
板野郡北島町中村字中内二九番一及び三〇 番一	板野郡北島町中村字河原 一一番地三	社会福祉法人友愛福 社会

徳島県選挙管理委員会告示第五十五号

那賀町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和二年九月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

施設の名称	所在地
相生体育館	那賀郡那賀町延野字大原一三八番地
西納体育館	那賀郡那賀町西納字上平間三番地
平野体育館	那賀郡那賀町平野字妙見前一番地
延野体育館	那賀郡那賀町延野字王子原八九番地
日野谷体育館	那賀郡那賀町大久保字中西二八番地
那賀町健康センター	那賀郡那賀町延野字王子原三一一番地
那賀町相生老人福祉センター	那賀郡那賀町延野字王子原三一一番地



徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

徳島市選挙管理委員会等から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和二年九月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

施設 の 名 称	所 在 地
徳島市立木工会館 多目的ホール	徳島市福島一丁目八番二二号
徳島県立二十一世紀館 イベントホール	徳島市八万町向寺山一番地
勤労青少年ホーム	小松島市南小松島町一番一六号
阿南市市民会館 大ホール、大会議室	阿南市富岡町北通九
下司集会所	那賀郡那賀町平谷字森クビ二番地
日真集会所	那賀郡那賀町日真字日真四七番地
上那賀西体育館	那賀郡那賀町大殿字大北一番地三
つるぎ町スポーツセンター	美馬郡つるぎ町半田字田井二二番地
一字公民館	美馬郡つるぎ町一字赤松六番地二

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

徳島市選挙管理委員会等から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、次のとおり変更した旨の報告があった。

令和二年九月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

施設の名 称		変更事項		変更の 内容	
昭和社区ニティセンタ ー 集会室A・B	名 称	変更 後	変更 前	昭和社区ニティセンタ ー 集会室A・ B	昭和社区ニティセンタ ー
徳島市東富田コミュニテ ィセンター 一階集会室 ・二階大会議室	名 称	変更 後	変更 前	徳島市東富田コミュニテ ィセンター 階集会室 階集会室・二階大会議室	徳島市東富田コミュニテ ィセンター 階集会室
徳島市丈六コミュニテ ィセンター 和室	名 称	変更 後	変更 前	徳島市丈六コミュニテ ィセンター 集会室	徳島市丈六コミュニテ ィセンター 和室
徳島市立応神公栄会館 一階床室	所 在 地	変更 後	変更 前	徳島市応神町吉成字七丁原二二番地の 一	徳島市応神町七丁原二二番地の 一
新浜交流センター 集会 室1・2	名 称	変更 後	変更 前	新浜交流センター 集会室1・2	新浜交流センター
吉野川市文化研修センタ ー	所 在 地	変更 後	変更 前	吉野川市鴨島町鴨島六九六番地一四	吉野川市鴨島町鴨島六九六番地の一四
吉野川市交流センター	所 在 地	変更 後	変更 前	吉野川市川島町桑村字北須賀二二八二七 番地一〇	吉野川市川島町桑村字北須賀二二八二七 番地一〇
吉野川市アメニティセン ター	所 在 地	変更 後	変更 前	吉野川市川島町桑村二八二七番地七〇	吉野川市川島町桑村二八二七番地七〇
		変更 後	変更 前	吉野川市山川町字翁喜台九五番地の一	吉野川市山川町字翁喜台九五番地の一
		変更 後	変更 前	吉野川市山川町翁喜台九五番地一	吉野川市山川町翁喜台九五番地一

市場コミュニティセンタ	阿波農村環境改善センタ		阿波市立土成歴史館		土成農業者トレーニングセンター		吉野コミュニティセンタ		吉野スポーツセンター		吉野柿原ふれあい会館		吉野一条ふれあい会館		吉野中央ふれあいセンタ		吉野川市ふるさとセンタ	
所在地	所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
阿波市上野段三八八番地	阿波市阿波町東原一七三番地一	阿波市東原一七三番地	阿波市土成町土成字丸山四六番地一	阿波市土成字丸山四六番地の一	阿波市土成町土成字漆畑一七七番地一・一七七番地二	阿波市土成字漆畑一七七番地	阿波市吉野町西条字大西二八番地	阿波市西条字大西二八番地	阿波市吉野町西条字大西六番地一	阿波市西条字大西六番地の一	阿波市吉野町柿原一丁目一一八番地	阿波市柿原字高畑一一九番地の一	阿波市吉野町西条字東須賀九四番地三	阿波市西条字東須賀九四番地の三	阿波市吉野町西条字宮ノ前二七番地一	阿波市西条字宮ノ前二七番地の一	吉野川市美郷中筋一九四番地一	吉野川市美郷中筋一九四番地の一

変更後

阿波市市場町市場字上野段二八八番地